

(目的)

第1条 この規程は、育児休業又は介護休業後に復職する教育職員に対し、休業復職支援金(以下、「復職支援金」という。)を給付することにより、円滑な業務復帰に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次のとおり用語を定義する。

(1) 「休業」とは、次に掲げるものをいう。

- ア [学校法人大東文化学園就業規則第12条の2](#)で定める育児休業
- イ 同第12条の3で定める介護休業

(2) 「一般研究費」とは、[大東文化大学一般研究費使用要領\(以下「一般研究費使用要領」という。\)](#)で定める研究費をいう。

(3) 「教員」とは、[一般研究費使用要領](#)で定める専任教員、特任教員、助教、スポーツ・健康科学部特任助手をいう。

(4) 「復職支援金」とは、一般研究費が休業中に使用制限を受け、かつ復職後に休業期間に応じて控除されることから、復職後の研究活動を支援するための給付金をいう。

(対象者)

第3条 給付の対象者は、休業から復職し、かつ、復職後に6ヶ月以上在職予定の者とする。

(復職支援金)

第4条 休業期間中に一般研究費が控除された月数に応じて、[次の各号](#)に掲げる金額を復職支援金として復職後に給付する。

(1) 控除された月数が10ヶ月以上の場合、次のとおりとする。

- ア 専任教員(助手を除く。) 100,000円
- イ 助手 70,000円
- ウ 特任教員 100,000円
- エ 助教 70,000円
- オ スポーツ・健康科学部特任助手 50,000円

(2) 控除された月数が1から3ヶ月の場合、[前号](#)に定めた金額の4分の1とする。

(3) 控除された月数が4から6ヶ月の場合、[第1号](#)に定めた金額の2分の1とする。

(4) 控除された月数が7から9ヶ月の場合、[第1号](#)に定めた金額の4分の3とする。

2 一般研究費の控除が無い休業期間がある場合は、当該年度の一般研究費の確定残額のうち4分の1(1,000円未満は切り捨てる。)を、[前項](#)の金額に加算して給付する。ただし、給付金額の合計は、[前項第1号](#)に定めた金額を超えないものとする。

(申請)

第5条 復職支援金の給付を希望する教員は、復職後3ヶ月以内に所定の書類を研究推進室に提出しなければならない。ただし、[前条第2項](#)の一般研究費の残額が確定していない場合はその限りでない。

(遵守事項)

第6条 [第1条](#)に定められた目的に鑑み、復職支援金は研究活動に使用するものとする。

(給付回数)

第7条 復職支援金の給付は、同一年度内に1回限りとする。

(国内研究員)

第8条 国内研究員に任命された者で[大東文化大学国内研究員規則施行細則第5条](#)に該当する場合、[第4条第1項](#)及び[第2項](#)は一般研究費の支給額に応じて取り扱う。

(事務)

第9条 本規程に関する事務は、研究推進室が掌理する。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、常務審議会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、[第3条](#)の規定は、令和4年3月31日時点で休業している者から適用する。